

事例の検討

【事例 9】 共有私道上の老朽化した電柱を移設する事例

- ・ 電柱の設置に関する法律関係をどのように考えるか。
- ・ 既存の老朽化した電柱を取り替えるため、①一時的に、共有私道上の別の場所に仮設電柱を建てて電線を付け替え、②旧電柱を撤去して同じ場所に新電柱を建て、③仮設電柱から電線を取り外して新電柱に付け替え、仮設電柱を撤去して舗装する行為を電気事業者に行わせることは、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 既存の老朽化した電柱を取り替えるため、電気事業者が旧電柱の隣に新電柱を建てさせる行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ 電柱を新設する場合は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。

【事例 10】 共有私道上にゴミボックスを設置する事例

- ・ ゴミボックスの設置に関する法律関係をどのように考えるか。
- ・ 私道の共有者が利用するゴミステーションに、共有者が加入する町内会所有のゴミボックスを設置する行為は、保存行為・管理行為・変更行為のいずれに該当するか。
- ・ ゴミボックスを設置する場所により、同意を必要とする共有者の範囲は異なるか。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。

【事例 11】 未舗装の相互持合型私道をアスファルト舗装する事例

- ・ 一般に、相互持合型私道を構成している各土地の所有者（要役地所有者）は、通行地役権に基づき、他人の所有地（承役地）部分を通行することができることが多いと考えられるが、単に通行することを超えて、要役地所有者が、承役地所有者に対し、アスファルトで舗装することを求めたり、承役地について工事をするを受忍させたりする権利があるか。
- ・ 未舗装道路として通路が開設され、これまで利用されてきた事実は、通路の舗装の可否の判断に当たってどのように考慮されるか。
- ・ 通路の水はけが悪く、凹凸も多く、通行に支障を来している場合、上記結論と異なり得るか。

- ・ 自治体の助成制度の有無・内容を考慮すべきか。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。

【事例 1 2】 相互持合型私道の地中に埋設されている給水管を取り替える事例

- ・ 相互持合型私道の所有者が全員で共有する給水管を地中に設置する行為の法律関係をどのように考えるか。私道の所有者と給水管の共有者が一部異なる場合はどうか。
- ・ 私道の所有者が全員で共有する給水管の取替工事をする場合、どの範囲の同意を得る必要があるか。私道の所有者と給水管の共有者が一部異なる場合はどうか。
- ・ 相互持合型私道下に埋設されている自治体所有の配水管の取替工事の際し、私道を掘削して再舗装する場合、掘削・再舗装する部分の土地の所有者の同意を要するか。
- ・ 上記工事の際し、当該私道に土地を提供しているが掘削・再舗装する部分の土地の所有者ではない者の同意を要するか。
- ・ その他に結論を左右する事情はあるか。